

瑞穂市上下水道事業審議会資料 (第 1 回)

令和 3 年 10 月 18 日

瑞穂市環境水道部下水道課

目 次

1	瑞穂市下水道の現状.....	1
1.1	汚水処理施設の現状	1
1.2	汚水処理人口普及率の推移	3
1.3	瑞穂市公共下水道事業（瑞穂処理区）の経緯及び今後の予定	4
2	受益者負担金及び分担金制度	5
2.1	受益者負担金及び分担金制度とは	5
2.2	受益者負担金の根拠条例	5
2.3	受益者分担金の根拠条例	6
2.4	受益者負担金（分担金）の賦課対象事業費の算定方法	7
2.5	受益者負担金（分担金）の算定方法	8
2.6	減免と徴収猶予	9
2.7	岐阜県内での受益者制度の導入状況等	11
3	瑞穂市下水道事業における受益者負担金制度について（諮問）	18
3.1	受益者負担金を算定するための賦課対象区域	18
3.2	賦課対象事業費	19
3.3	受益者負担金の算定方法	20
3.4	納付方法	22
3.5	減免	23
3.6	徴収猶予	25
3.7	別府処理区の取り扱い	26

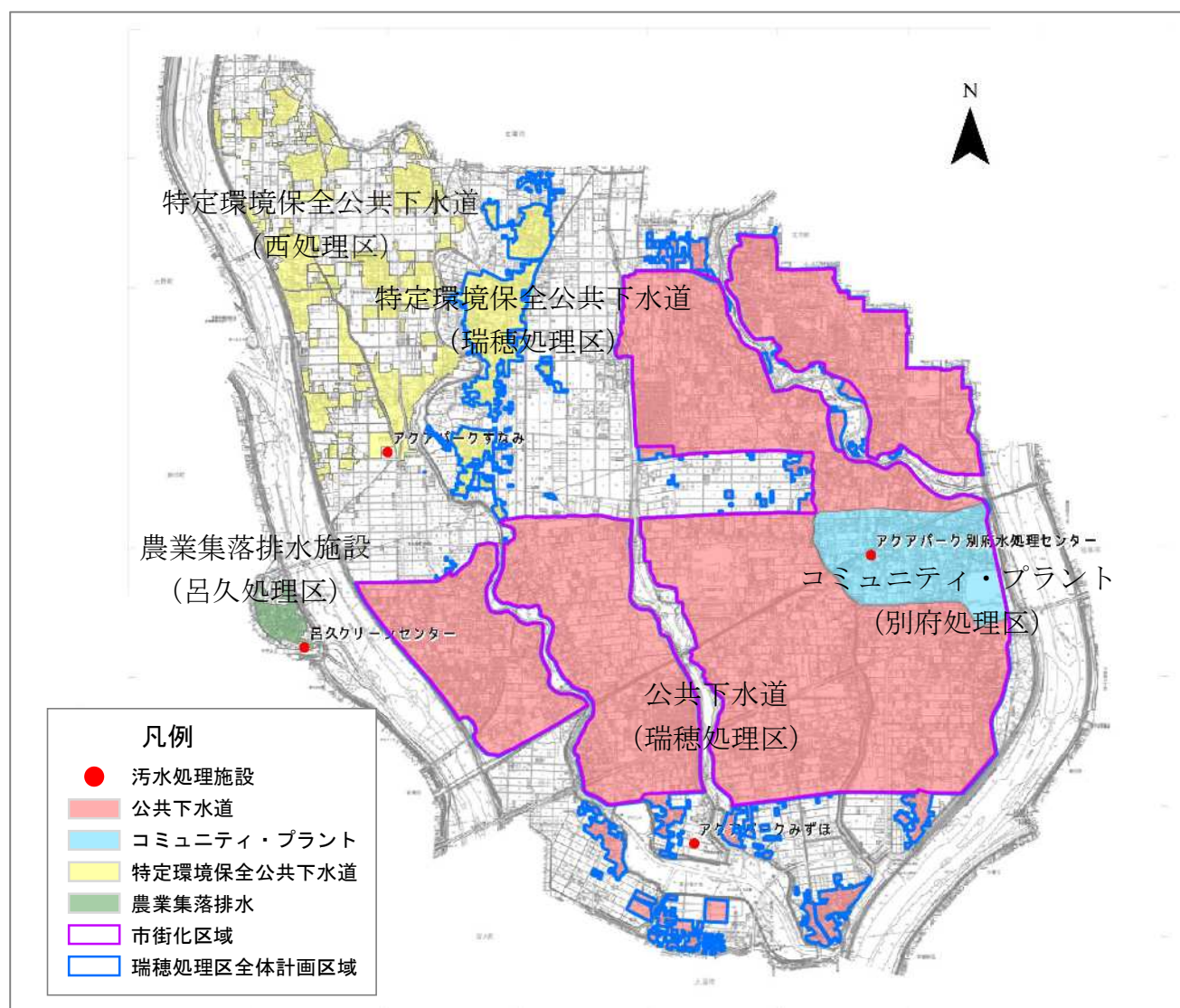
1 瑞穂市下水道の現状

1.1 污水处理施設の現状

瑞穂市の污水处理施設は、集合処理施設として特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水施設（呂久処理区）、コミュニティ・プラント（別府処理区）が既に供用開始しており、令和2年度より公共下水道（瑞穂処理区）の事業に着手した。

供用開始済の集合処理施設は、いずれも瑞穂市への合併前に事業着手したものであり、コミュニティ・プラント（別府処理区）は穂積町、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水施設（呂久処理区）は巢南町によるものである。

これらの集合処理施設の内、市街化区域内にあるものは、コミュニティ・プラント（別府処理区）のみである。コミュニティ・プラント（別府処理区）は、供用開始から数年後に処理場施設を廃止し、公共下水道（瑞穂処理区）に接続する予定としている。



※特定環境保全公共下水道の瑞穂処理区と西処理区は犀川を境界としている

図 1-1 集合処理施設の計画区域図

表 1-1 污水处理施設の概要

事業	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水施設	コミュニティ・プラント
処理区	瑞穂処理区	西処理区	呂久処理区	別府処理区
事業着手	令和 2 年度	平成 9 年度	平成 6 年度	平成 13 年度
供用開始	令和 8 年度末予定	平成 16 年度	平成 9 年度	平成 15 年度
計画処理面積	1,286.5ha	134.7ha	9.5ha	96.4ha
計画処理人口	51,056 人	3,960 人	700 人	6,350 人
計画汚水量	19,600m ³ /日	1,940m ³ /日	189m ³ /日（日平均）	3,300m ³ /日（日最大）
污水处理 施設名称	アクアパークみずほ	アクアパークすなみ	呂久クリーンセンター	アクアパーク別府 水処理センター
施設所在地	瑞穂市牛牧地内	瑞穂市大月地内（旧巢南町）	瑞穂市呂久地内（旧巢南町）	瑞穂市別府地内（旧穂積町）
敷地面積	42,000m ²	10,200m ²	886 m ²	7,358 m ²
水処理方式	凝集剤併用型高度処理 オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法	J A R U S -Ⅲ型	オキシデーションディッチ法
污水处理方式	濃縮→脱水→場外搬出	機械脱水処理→場外搬出	濃縮→貯留→場外搬出	濃縮→脱水→場外搬出
污泥処分方法	脱水ケーキによる 場外搬出（予定）	セメント原料化 （住友大阪セメント岐阜工場）	もとす広域連合衛生施設	肥料化
備考				公共下水道瑞穂処理区に 編入予定
				

1.2 汚水処理人口普及率の推移

令和2年度末の汚水処理人口普及率は60.1%である。公共下水道（瑞穂処理区）が未供用であることから、汚水処理人口に占める集合処理の割合は20%と小さく、合併処理浄化槽が80%を占めている。

(単位：人)



図 1-2 汚水処理人口普及率の推移

1.3 瑞穂市公共下水道事業（瑞穂処理区）の経緯及び今後の予定

瑞穂市公共下水道事業（瑞穂処理区）は、平成 20 年度の瑞穂市下水道基本構想において、事業の効率性の観点から、穂積処理区、中処理区及び南処理区の 3 処理区を瑞穂処理区の 1 処理区に再編した。平成 21 年度に全体計画を策定して以降、市民への説明会、各種法手続きを経て令和 2 年度より事業着手している。

今後の予定として、令和 3 年度下期より管路・処理場の設計・建設を行う事業者の募集・選定を開始し、令和 8 年度末の供用開始を目標としている。

表 1-2 瑞穂市公共下水道事業（瑞穂処理区）の経緯及び今後の予定

年度	事項	内容
平成 20 年度	瑞穂市下水道基本構想	・事業の効率性の観点から、穂積処理区、中処理区及び南処理区の 3 処理区を瑞穂処理区の 1 処理区に再編
平成 21 年度	瑞穂市公共下水道全体計画	・再編後の瑞穂処理区の全体計画を策定
平成 23 年度～平成 24 年度	公共下水道説明会	・小学校区の単位で瑞穂市公共下水道等の現状説明会を 24 回開催
平成 27 年度	瑞穂市都市計画決定	・公共下水道（瑞穂処理区）の区域、アクアパークみずほの建設予定地を決定
令和元年度	瑞穂市公共下水道全体計画	・瑞穂市公共下水道全体計画の見直し
令和元年度	瑞穂市公共下水道下水道法事業計画	・瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）の下水道法事業計画を岐阜県知事との協議により了を得る
令和元年度	瑞穂市公共下水道都市計画事業認可	・瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）の都市計画事業が認可される
令和 2 年度	事業着手	・管路・処理場の基本設計、地質調査、PPP/PFI 手法の事業スキーム検討
令和 3 年度下期～	管路・処理場の設計・建設の事業者募集・選定	・設計・施工一括発注方式の事業者の募集、選定手続き
令和 4 年度下期～	管路・処理場の設計・建設への着手	・設計・施工一括発注方式の事業者と契約を締結し、設計・建設に着手
令和 8 年度末	供用開始	

2 受益者負担金及び分担金制度

2.1 受益者負担金及び分担金制度とは

受益者負担金及び分担金制度は、下水道整備により利益を受ける者に対し、その利益の範囲で事業費の一部の負担を求め、負担の衡平を図ることを目的としている。

下水道事業において、受益者負担金及び分担金制度が採用されているのは、主に以下の理由に拠るところとされている。

下水道事業において受益者負担金及び分担金制度が採用されている理由

- ・ 下水道の整備によって利益を受ける者の範囲が明確であること。
- ・ 下水道の整備によって特定の地域環境が改善され、未整備地区と比較して利便性・快適性が著しく向上し、結果的に、当該地域の土地の資産価値を増加させること。
- ・ 早期に受益する者に相応の負担を求めることは、負担の衡平という観点であること。

出典：受益者負担金（分担金）徴収事務の手引き（令和3年4月、日本下水道協会）

2.2 受益者負担金の根拠条例

受益者負担金は、公共下水道事業を都市計画事業として実施している場合、都市計画法第75条に基づき徴収されている。同法においては、受益者負担金に関し、以下のとおり規定している。

都市計画法

（受益者負担金）

- ・ 都市計画事業によって著しく利益を受ける者に対し、利益を受ける限度において、事業に要する費用の一部を負担させることができる（第75条第1項）。
- ・ 受益者負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法は、条例で定める（第75条第2項）。
- ・ 受益者負担金を納期限までに納付しない者に対しては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない（第3項）。
- ・ 督促をした場合、条例で定めることにより、年14.5%以下の延滞金を徴収することができる（第4項）。

2.3 受益者分担金の根拠条例

公共下水道を都市計画事業として実施していない場合、地方自治法を根拠条例として受益者分担金の徴収が行われている。同法においては、受益者分担金に関し、以下のとおり規定している。

地方自治法

(分担金)

- ・事業の実施により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる（第 224 条）。

(分担金に関する規制及び罰則)

- ・分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない（第 228 条）。

(督促、滞納処分等)

- ・納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（第 231 条の 3 第 1 項）。
- ・督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる（第 231 条の 3 第 2 項）。
- ・督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする（第 231 条の 3 第 3 項）。

2.4 受益者負担金（分担金）の賦課対象事業費の算定方法

受益者負担金（分担金）の賦課対象事業費の主な算定方法には、表 2-1 に示す①総事業費一定比率、②末端管きよ整備相当額、③末端管きよ整備費一定比率、④その他がある。これらの算定方法は、国の下水道財政研究委員会や都市計画中央審議会からの提言や、建設省、総務省の通達により示されたものである。

表 2-1 受益者負担金（分担金）の賦課対象事業費の算定方法

設定方法	内容	備考
① 総事業費一定比率	処理場、管きよの整備に係る総事業費の一定比率を賦課対象事業費とする方法	平成 18 年 3 月 31 日の総務省通知「公営企業経営に当たっての留意事項について」において、全事業費の 5%程度とする目安が示されている。
② 末端管きよ整備相当額	管きよ整備費の内、下水道整備による受益が現実化する末端管きよ整備相当額を賦課対象事業費とする方法	昭和 48 年 6 月の第 3 次財政研究委員会で、末端管渠整備費相当額を目途とすることが適当とされた。 資産価値の増加で理解が得られないことが多いため、住民説明の手段として、負担額を末端管渠整備費相当額とする考え方が示された。
③ 末端管きよ整備費一定比率	管きよ整備費の内、下水道整備による受益が現実化する末端管きよ整備相当額の一定比率を賦課対象事業費とする方法とする方法	末端管渠整備費とは、単独事業費（処理場・ポンプ場除く）金額のようである。
④ その他	公共ます建設費、単一定額等	

2.5 受益者負担金（分担金）の算定方法

受益者負担金（分担金）の主な算定方法には、表 2-2 に示す①面積割、②単一定額、③区分定額、④その他の方法がある。

表 2-2 受益者負担金の算定方法

算定方法	内容	備考
① 面積割	賦課対象面積あたりの単価を設定し、賦課対象面積に乗じて受益者負担金を算定する方法	・市街化区域において一般的に採用されている方法
② 単一定額	1 戸、1 世帯あたりの受益者負担金を定額で徴収する方法	・1 戸あたりの面積が大きい市街化調整区域で多く採用されている方法 ・瑞穂市では西処理区、別府処理区の一般住宅に適用
③ 区分定額	下水道の使用者数の多寡に応じた区分によりそれぞれ定額で徴収する方法	・一般住宅以外の共同住宅・店舗・事務所において、多く採用
④ その他（比例）	下水道の使用者数や水量、建物床面積に比例させる方法等	・瑞穂市では西処理区、別府処理区の共同住宅・店舗・事務所及び併用住宅に適用 (建物床面積に比例)

2.6 減免と徴収猶予

a) 減免

減免とは、条例等に規定する要件に概要する場合に受益者負担金（分担金）を減額又は免除する制度であり、主に公共用地、公用地等について行われている。これは公共用地、公用地等については下水道整備による利益の多くが、最終的には不特定多数に還元されるためとされている。

b) 徴収猶予

徴収猶予とは、受益者や土地等の状況により、一時的に受益者負担金（分担金）の徴収を猶予するものである。徴収猶予の条件は、「受益者の状況」による場合と「土地等の状況」による場合との2つに区分される。

「受益者の状況」は、受益者の経済的な理由や疾病、罹災等の状況により、経済的な負担が困難な場合に行われている。

「土地等の状況」は、農地や山林等で直ちに排水設備の設置が想定されていない場合に行われている。

徴収猶予を行う場合、条例等で要件を規定し、受益者から提出される徴収猶予申請書に基づき要件に該当するか否かを判断することとなる。

c) 減免と徴収猶予の比較

減免と徴収猶予の比較を表 2-3 に示す。

表 2-3 減免と徴収猶予の比較

項目	減免	徴収猶予
目的	国や地方自治体が所有する用地及び公共施設等への徴収の必要性の判断	福祉政策や政策的配慮
期間	恒久的なもの	一時的なもの
対象用地	公共用地、公用地等 →公益性の強い土地については、下水道事業による利益の多くが、一般市民に還元され、特定の者だけが利益を得ることにならず、利益の度合いも相対的に低いことから、減免としている。	「受益者の状況」 - 生活保護等の経済的な理由、疾病、罹災等、受益者の状況により経済的に負担が困難な場合 「土地等の状況」 - 農地や山林等、土地等の状況により直ちに排水設備の設置が想定されない場合 →宅地化されるまで、資産価値の上昇が実感されず、受益者のコンセンサスが得にくいことから、猶予としている。 - 係争地（受益者の特定ができない場合）

2.7 岐阜県内での受益者制度の導入状況等

a) 導入状況

岐阜県内での受益者負担金制度の導入状況を図 2-1 に示す。公共下水道 33 事業、特定環境公共下水道 23 事業の内、笠松町の公共下水道事業以外の全ての事業で受益者負担金制度が導入されている。

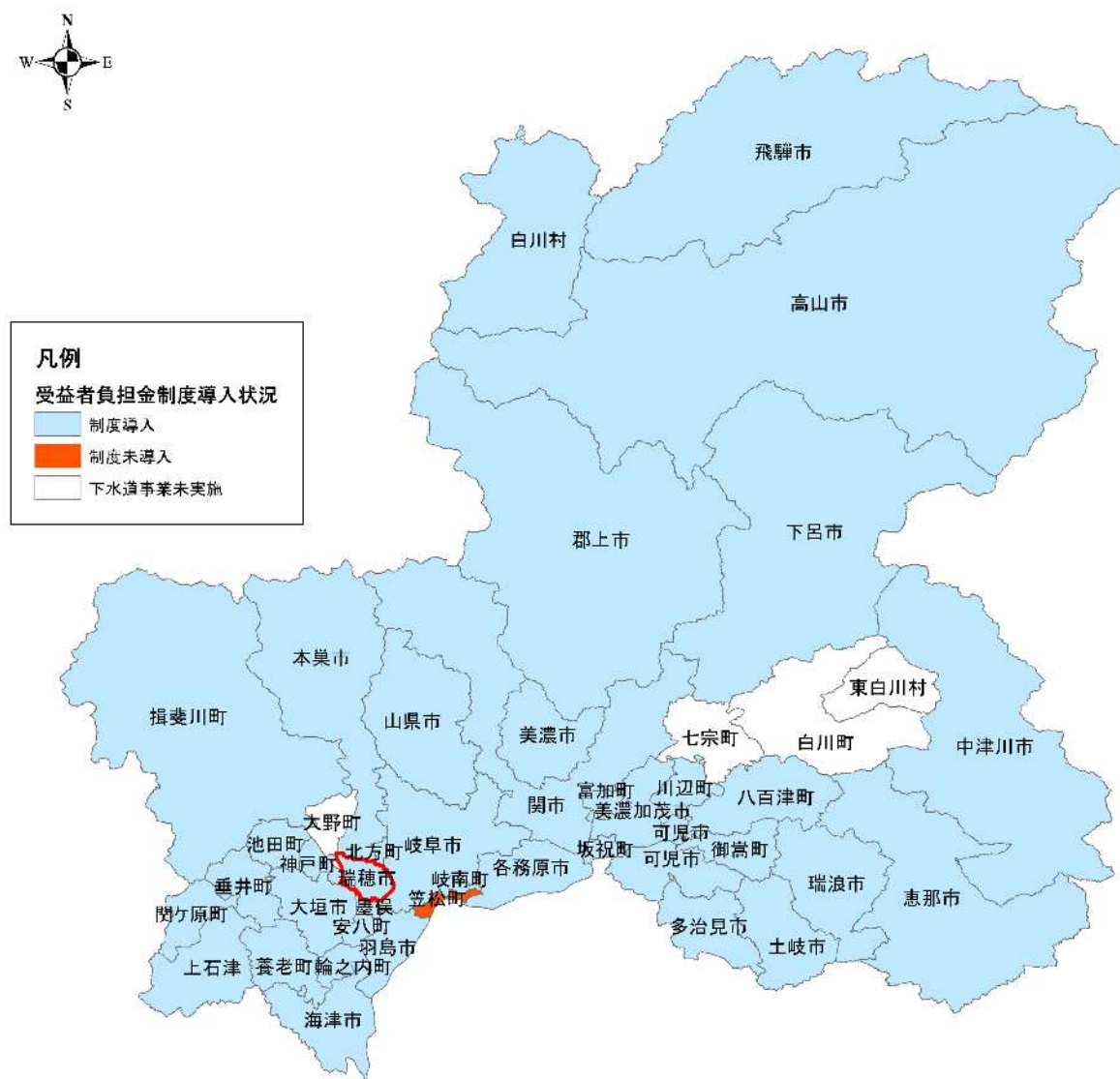
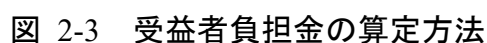


図 2-1 受益者負担金制度の導入状況

岐阜県内での受益者負担金の賦課対象事業費の算定方法を図 2-2 に示す。受益者負担金制度のあり方は、昭和 30 年代から国の下水道財政研究委員会や都市計画中央審議会での議論が積み重ねられてきており、その中で、賦課対象事業費の考え方も変遷している。それぞれの市町における下水道事業着手の時期等により、算定方法が異なっている。



岐阜県内での受益者負担金の算定方法を図 2-3 に示す。それぞれの市町村の下水道事業の着手時期や特徴等に応じて、①面積割、②単一定額、③区分定額、④その他の方法の中から、市街化区域と市街化調整区域、処理区毎等で使い分けがなされている。



岐阜県内の受益者負担金の面積割単価は、図 2-4 のとおりであり、面積割単価の中央値が 270 円/m²、平均値が 333 円/m² となっている。

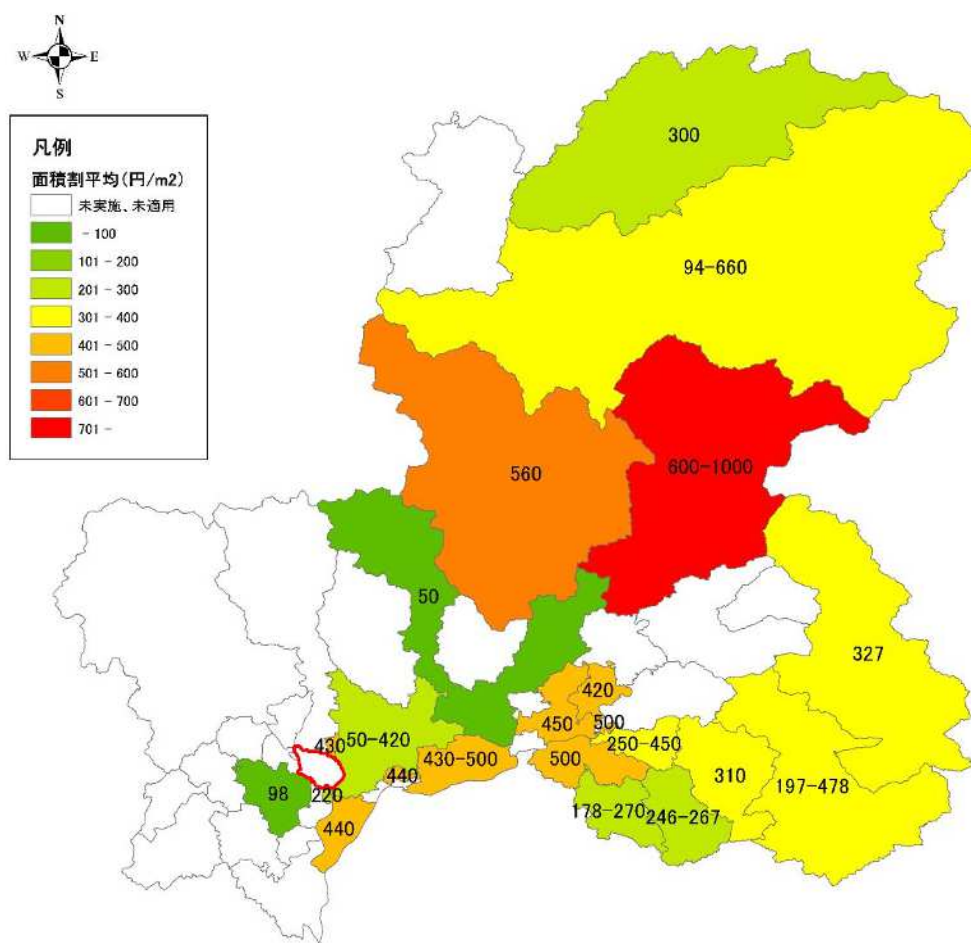
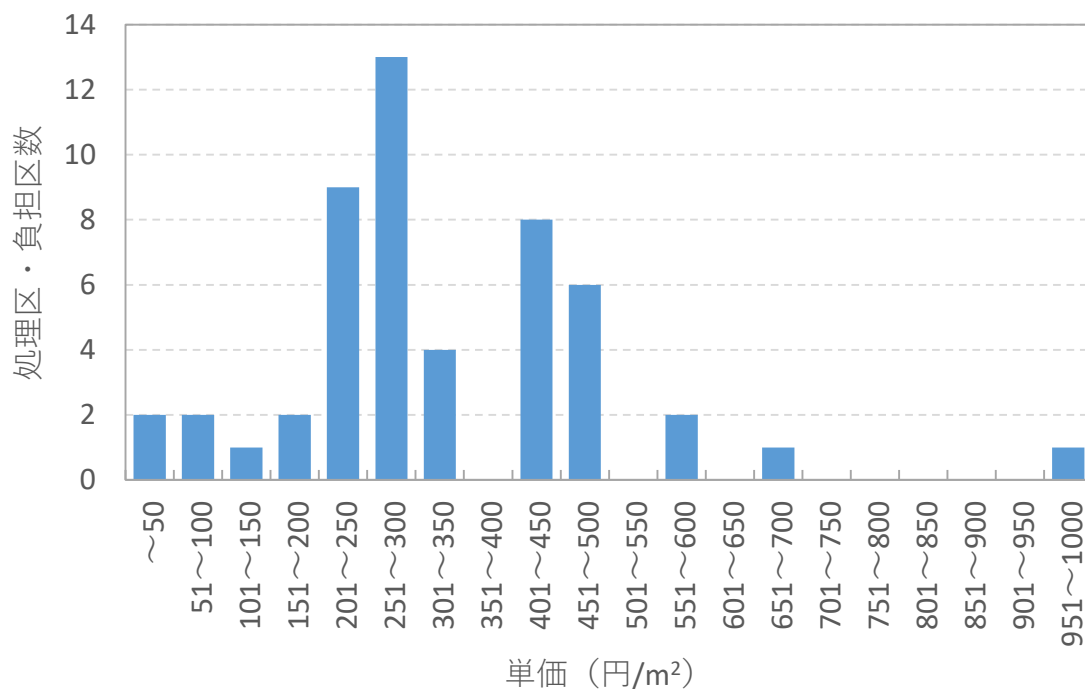


図 2-4 受益者負担金の面積割の単価

岐阜県内の受益者負担金の単一定額の単価（一般住宅）は図 2-5 のとおりであり、平均値が 272,891 円/単位となっている（単位：戸、世帯、汚水ます等）。農集

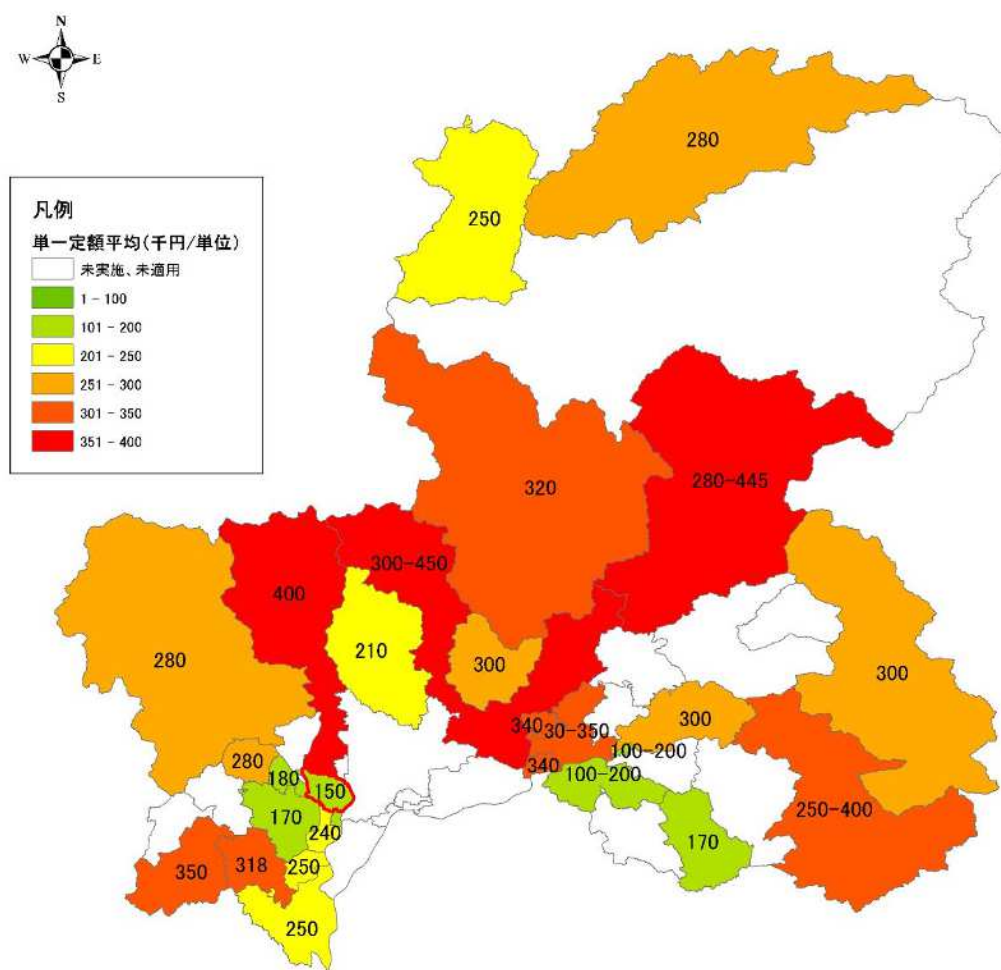
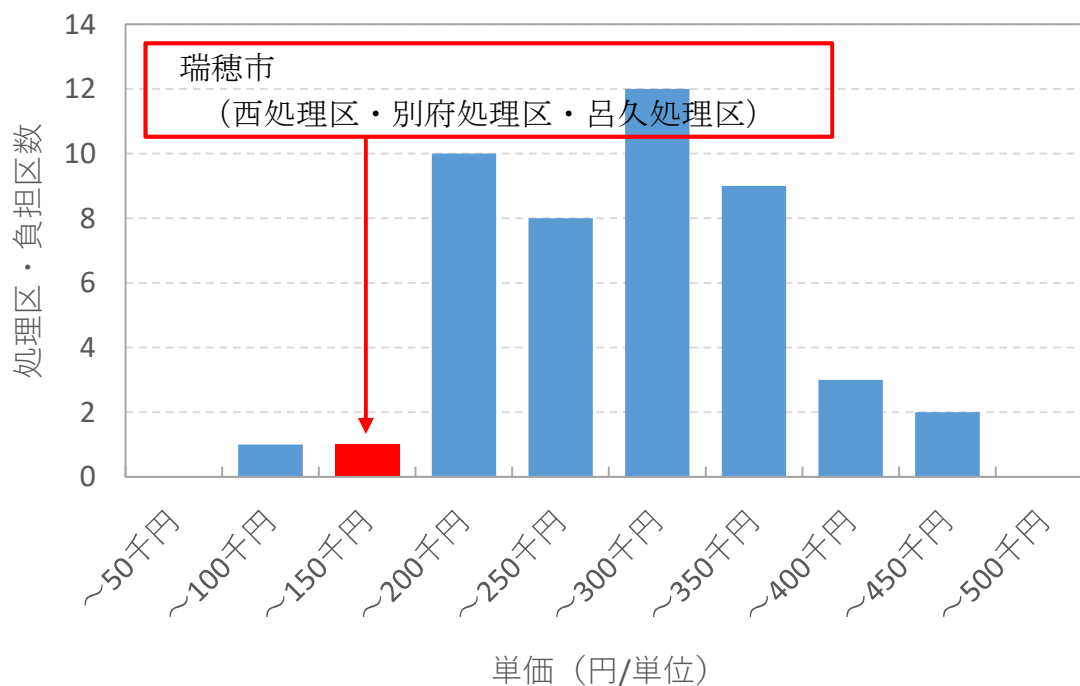


図 2-5 受益者負担金の単一定額の単価（一般住宅）

表 2-4 岐阜県内の公共下水道・特定環境保全公共下水道の受益者負担金単価

市町	処理区・負担区等	面積あたり単価	1単位あたり単価	市町	処理区・負担区等	面積あたり単価	1単位あたり単価
岐阜市	第1負担区	50 円/m ²		山根市	一般住宅		210,000 円/単位
	第2負担区	150 円/m ²			10人以下		210,000 円/単位
	第3負担区	230 円/m ²			11人～30人		260,000 円/単位
	第4負担区	420 円/m ²			31人～50人		360,000 円/単位
	第5負担区（市街化調整区域）	250 円/m ²			51人～70人		500,000 円/単位
大垣市	大垣地域	98 円/m ²	170,000 円/戸		71人～100人		700,000 円/単位
	墨俣地域	220 円/m ²	170,000 円/戸		101人～200人		1,000,000 円/単位
	上石津地域		350,000 円/戸		201人～		1,500,000 円/単位
高山市	旧高山市地域	288 円/m ²		瑞穂市	一般住宅		150,000 円/単位
	旧高山市地域以外（最低）	94 円/m ²			上記以外の建物	150,000+440×（面積-200） 円/建物	
	旧高山市地域以外（最大）	660 円/m ²		飛騨市	古川地区	300 円/m ²	
多治見市	多治見・市之倉（1期）	178 円/m ²		本巣市	神岡地区		280,000 円/戸
	多治見・市之倉（2期）	210 円/m ²			一般世帯		400,000 円/単位
	多治見・市之倉（3期）	240 円/m ²		事業所等		400,000+30,000×（人員-10） 円/単位	
	多治見・市之倉（4期）	270 円/m ²					
	多治見・市之倉（5期）	270 円/m ²		郡上市	八幡地域	560 円/m ²	
	多治見・市之倉（6期）	270 円/m ²			幸田処理区	600 円/m ²	
	多治見・市之倉（7期）	270 円/m ²		湯之島・下呂南部処理区		1,000 円/m ²	
	笠原負担区		300,000 円/世帯				
関市	旧関市	50 円/m ²		下呂市	竹原処理区		445,000 円/単位
	旧洞戸村（供用前）		300,000 円/戸		小坂処理区		350,000 円/単位
	旧洞戸村（供用後）		450,000 円/戸	金山処理区			350,000 円/単位
	旧武芸川町		300,000 円/戸		萩原処理区		280,000 円/単位
	旧上之保村		400,000 円/戸	海津市	一般住宅		250,000 円/世帯
中津川市	中津川処理区	327 円/m ²			11人未満		250,000 円/単位
	坂本処理区		300,000 円/戸		11人以上50人未満		300,000 円/単位
	特定環境保全公共下水道		300,000 円/戸		50人以上100人未満		400,000 円/単位
美濃市	10人以下		300,000 円/戸		100人以上		1,000,000 円/単位
	11人以上30人未満		350,000 円/戸	岐南町		440 円/m ²	
	30人以上50人未満		450,000 円/戸		笠松町	受益者負担金制度を導入せずに整備	
	50人以上100人未満		550,000 円/戸	養老町			318,000 円/ます
	100以上		650,000 円/戸		垂井町		150,000×ます+250×面積 円/ます
瑞浪市		310 円/m ²		関ヶ原町			75,000×ます+350×面積 円/ます
羽島市	羽島処理区第1負担区	440 円/m ²			30人以下		180,000 円/単位
	羽島処理区第2負担区	440 円/m ²		神戸町	31人以上90人以下		280,000 円/単位
	南部処理区	440 円/m ²			91人以上150人未満		360,000 円/単位
					150人以上300人未満		520,000 円/単位
恵那市	第1期	197 円/m ²			300人以上500人未満		690,000 円/単位
	第2期	240 円/m ²			500人以上		920,000 円/単位
	第3期	264 円/m ²		輪之内町	一般住宅		250,000 円/ます
	第4期	283 円/m ²			10人以下		250,000 円/単位
	第5期	326 円/m ²			11人以上50人未満		300,000 円/単位
	第6期	478 円/m ²			50人以上100人未満		400,000 円/単位
	第7期	478 円/m ²			100人以上		500,000 円/単位
	第8期	478 円/m ²		安八町	一般住宅250m ² 未満		240,000 円/単位
	第9期	210 円/m ²			一般住宅250m ² 以上500m ² 未満		250,000 円/単位
	恵那峡		210,000+200×面積 円/単位		一般住宅500m ² 以上		260,000 円/単位
	竹折		130,000+151×面積 円/単位		営業・事業用宅地	350,000+100×面積 円/単位	
	岩村		300,000 円/単位	揖斐川町	一般住宅		280,000 円/ます
	明智		400,000 円/単位		10人以下		280,000 円/単位
	上矢作		250,000 円/単位		11人以上30人未満		350,000 円/単位
美濃加茂市	第1、第2、第3負担区	450 円/m ²			31人以上90人未満		420,000 円/単位
	蜂屋川負担区		350,000 円/単位		90人以上150人未満		490,000 円/単位
	下米田負担区		320,000 円/単位		150人以上300人未満		735,000 円/単位
	富加負担区		350,000 円/単位		300人以上500人未満		980,000 円/単位
土岐市	第1負担区	246 円/m ²			500人以上		1,715,000 円/単位
	第2負担区	257 円/m ²		池田町	30人以下		280,000 円/ます
	第3負担区	257 円/m ²			31人以上90人以下		350,000 円/単位
	第4負担区	267 円/m ²			91人以上150人未満		420,000 円/単位
	第5負担区	267 円/m ²			150人以上300人未満		630,000 円/単位
	第6負担区	267 円/m ²			300人以上500人未満		840,000 円/単位
	市街化調整区域		170,000 円/区画		500人以上		1,470,000 円/単位
各務原市	第1負担区	500 円/m ²		北方町		430 円/m ²	
	第2負担区	430 円/m ²		坂祝町	一般住宅		340,000 円/単位
	第3負担区	500 円/m ²			事業所等		340,000 円/単位
可児市	第1～5負担区	500 円/m ²		富加町	一般住宅		340,000 円/単位
	久々利・広見東負担区		200,000 円/単位		事業所等		340,000 円/単位
	兼山負担区		100,000 円/単位		集合住宅（29m ² /戸以上）		340,000 円/戸
					集合住宅（29m ² /戸未満）		170,000 円/戸
				川辺町	公共下水道	420 円/m ²	
				八百津町	一般住宅		300,000 円/戸
				御嵩町	500m ² まで	450 円/m ²	
					501m ² ～700m ² まで	350 円/m ²	
					701m ² 以上	250 円/m ²	
				白川村			250,000 円/戸

d) 納付方法

岐阜県内の受益者負担金の納付方法を図 2-6 に示す。公共下水道・特定環境保全公共下水道のいずれにおいても、5 年の分割納付を可能としている事例が多いが、特定環境保全公共下水道の場合、一括納付のみで分割納付を不可としている事例も多い。

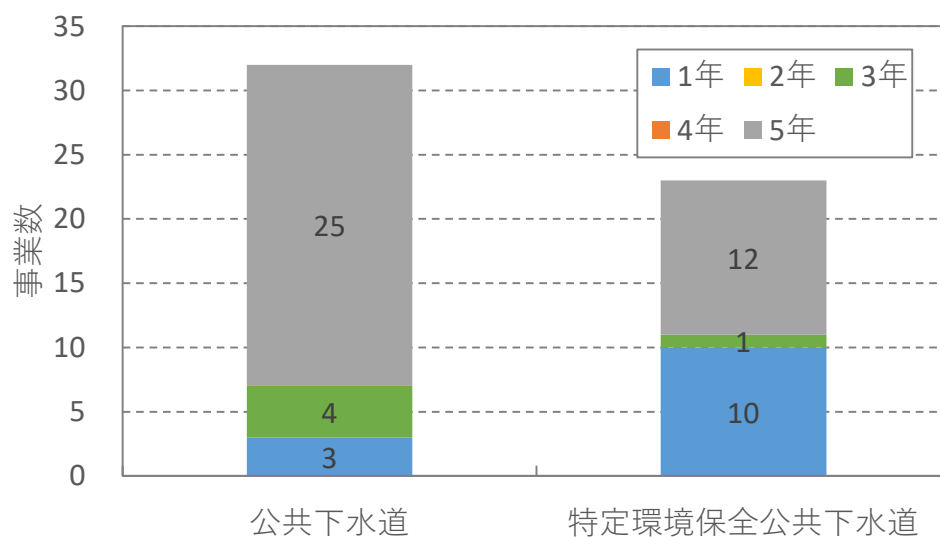


図 2-6 受益者負担金の納付方法

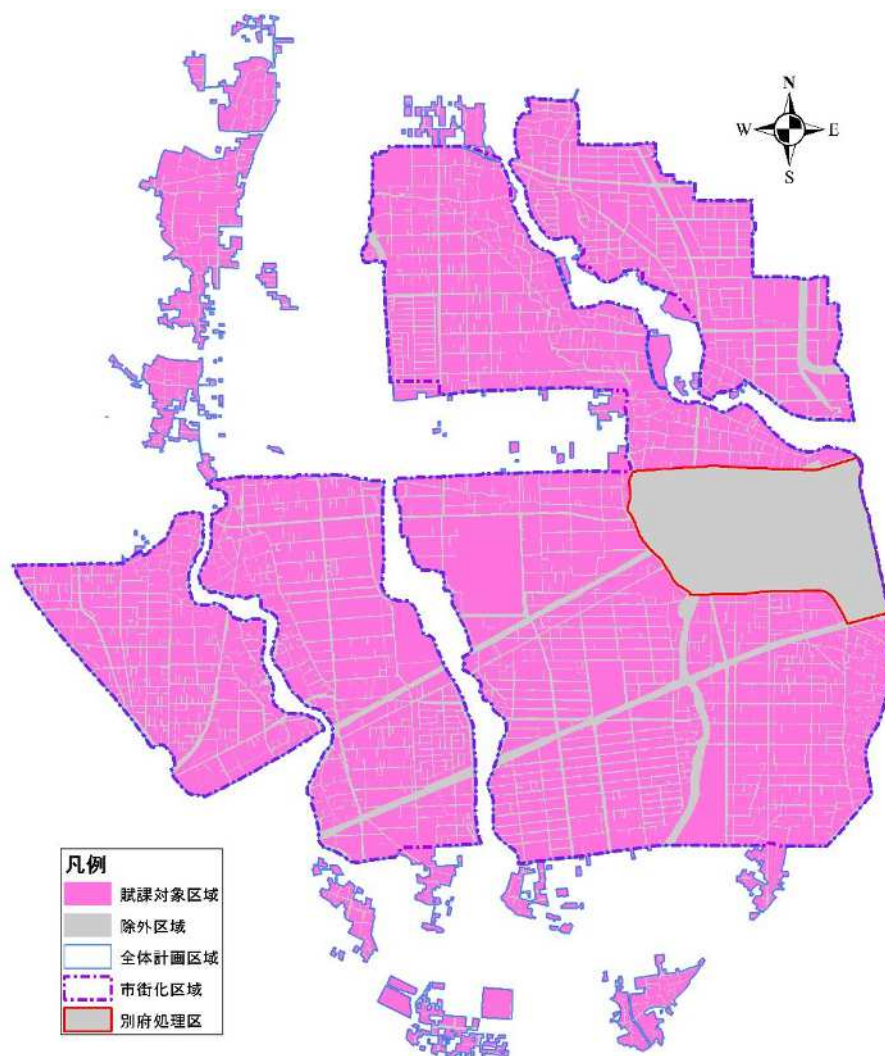
3 瑞穂市下水道事業における受益者負担金制度について（諮問）

3.1 受益者負担金を算定するための賦課対象区域

受益者負担金を算定するための賦課対象区域は、次の（案）により設定する。

・受益者負担金を算定するための賦課対象区域（案）

全体計画区域から、将来にわたり下水道への接続が見込まれない土地利用形態の用地（道路・河川・水路・線路）の区域及び污水处理整備が既に行われている別府処理区を除外した区域 990.41ha とする。



区分			(ha)	
			全体計画区域	道路等を除外
全体計画区域	別府処理区以外	市街化区域	1,054.10	869.87
		市街化区域外	136.00	120.54
		合計	1,190.10	990.41
	別府処理区	市街化区域	96.40	76.33
		合計	1,286.50	1,066.74

図 3-1 受益者負担金を算定するための賦課対象区域

3.2 賦課対象事業費

賦課対象事業費の算定方法は、主に以下の3つの方法が採用されている。

- ① 総事業費一定比率
- ② 末端管きょ整備相当額
- ③ 末端管きょ整備費一定比率

平成18年度より地方債が許可制から協議制に移行したことに伴い、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（以下、総務省通知）が通知され、受益者負担金の徴収について「公共下水道等の集合処理施設については全事業費の5％程度を徴収し事業費へ充当すること。」と示された。

(2) 受益者負担金の徴収について

ア 下水道等が敷設されると排水区域内の土地の財産価値が増加するが、これは一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の一部を公費に還元することが負担の公平から見て適当であり、受益の限度内において、土地の所有者等の受益者が建設費の一部を負担することが妥当である。

イ 受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきである。

ウ 受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設（流域下水道及び特定公共下水道を除く。）については全事業費の5％程度、各戸等に設置される合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設及び小規模集合排水処理施設）については全事業費の10％程度を徴収し事業費へ充当すること。

出典：「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成18年3月31日）

瑞穂市公共下水道では、次の（案）により受益者負担金の賦課対象事業費を算定する。

・受益者負担金の賦課対象事業費の算定方法（案）

総務省通知に従い、総事業費一定比率として、全体計画事業費の5%を受益者の賦課対象事業費とする。

（百万円）

全体計画事業費				賦課対象事業費 （全体計画事業費の5%）
管渠費	処理場費	用地費	合計	
30,448	6,194	340	36,982	1,849.1

3.3 受益者負担金の算定方法

受益者負担金の算定方法は、主に以下の4つの方法があり、市街化区域は①、市街化調整区域は①又は②が多く採用されている。

- ① 面積割単価
- ② 単一定額
- ③ 区分定額
- ④ その他（比例）

受益者負担金制度は、「下水道の整備によって利益を受ける者の範囲が明確であること」だけでなく、「下水道の整備によって特定の地域環境が改善され、未整備地区と比較して利便性・快適性が著しく向上し、結果的に、当該地域の土地の資産価値を増加させること」を鑑み、下水道事業において採用されるものである。そのため、市街化区域で多く採用される面積割単価により、受益者が保有する土地の面積に応じた賦課を求めることは、公平性が高いといえる。

瑞穂市公共下水道の特徴として、計画区域がコンパクトにまとまっていることが挙げられ、市街化区域・市街化区域外（地区計画区域及び市街化調整区域）に関わらず汚水処理を行うアクアパークみずほまで効率良く汚水を集水することが可能である。

実情として、市街化区域・市街化区域外で地価（路線価）の差は小さく、下水道整備における施工条件もあまり大差ない状況である。

下水道整備費用に対する受益と負担の公平性を考慮し、瑞穂市公共下水道では、次の（案）により受益者負担金を区域全体で一律の面積割単価を採用することを想定している。

・受益者負担金の算定方法（案）

市街化区域・市街化区域外に関わらず区域全体で一律の面積割単価を適用し、その面積割単価は、190 円/m² とする。

賦課対象事業費 (百万円)	賦課対象区域 (ha)	面積割単価 (円/m ²)
1,849.1	990.41	190

3.4 納付方法

受益者負担金の納付方法は、次の2つの方法があり、分割納付を可能としている事例が多い。

- ① 分割納付
- ② 一括納付

受益者負担金の納付方法に関しては、昭和44年の建設省通達「都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について」において、「受益者負担金の徴収は、3年ないし5年に分割して行うことが適当であること」が示されている。



【都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について】

(昭和44年9月1日付建設省都市局長通達)

都市計画法(昭和43年法律第100号、以下「新法」という。)の施行により、都市計画下水道事業による受益者負担金で地方公共団体が負担させるものの具体的な徴収方法については、同条第75条の規定により、地方公共団体の条例によることとなったので、この条例を早期に定めて、今後とも受益者負担金制度を活用して安定した建設財源を確保し、下水道事業の計画的な推進を図られたい。

については、各地方公共団体の下水道事業受益者負担条例の制定のための事務の参考として別添の標準条例案を作成したので送付する。

なお条例を制定するにあたっては、左記の事項に留意されたい。また、旧都市計画法(大正8年法律第36号)第6条第2項の規定に基づき、都市計画下水道事業受益者負担に関する建設省令が適用されている都市計画事業については、新法第75条第2項の条例が制定施行されるまでの間は、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法はなお従前の例によることとされているので、条例の制定に当たっては現行制度との調整に十分の配慮をされたい。

記

- 1 負担率は、事業費の5分の1以上3分の1以下の範囲内において定めること。
- 2 受益者負担金の対象とする事業は、原則として公共下水道に係る都市計画下水道事業のすべてとし、過年度の事業又は終末処理場、ポンプ場、遮集管渠等に係る事業を適用除外しないことが適当であること。
- 3 受益者負担金の徴収は、3年ないし5年に分割して行なうことが適当であること。
- 4 延滞金は、都市計画法第75条第4項においてその上限が年14.5パーセントと定められていること。

出典：受益者負担金（分担金）徴収事務の手引き（令和3年4月、日本下水道協会）

一括納付を行った場合、前納報奨金制度を設けている事例も見られるが、制度創設には、以下の課題がある。

- ・全額一括納付できるだけの余裕がない方には利用しづらい制度であることから、受益者間に不公平感が生じる。
- ・金利も低く、一括納付した場合と分割納付した場合の、期間に発生する利息を想定しても、現状に合わない不合理な制度と考える。
- ・瑞穂市では、市民税等の納付において前納報奨金制度が導入されていたが、平成24年度に廃止されている。

瑞穂市公共下水道では、次の（案）により、受益者負担金の納付を受けるものとする。

・受益者負担金の納付方法（案）

住民負担の平準化に配慮し、5年の分割納付（年4回）、又は一括納付のいずれかとする。

一括納付の場合の前納報償制度は採用しない。

3.5 減免

受益者負担金の減免は、以下に示すような公共性の高い施設は、下水道整備による利益が最終的には多くの不特定多数に還元されることから、受益者負担金の徴収を減額又は免除するものである。

- ① 国・地方公共団体が所有する用地、公共施設
- ② 道路、鉄道施設
- ③ 文化財、教育施設、宗教施設

国有地及び国が使用している土地に対する賦課に関しては、昭和40年に大蔵省と建設省との間で合意がなされており、建設省都市局長より「国有地等に対する下水道事業の受益者負担金の取扱について」が通達されている。

西処理区では、本通達に基づき、国有地及び国が使用している土地に対する減免が行われている。

また、瑞穂市内は、合併処理浄化槽の普及が進んでおり、その普及率は令和2年度末時点で48.4%となっている。瑞穂市公共下水道区域内の合併処理浄化槽設置済の家屋が下水道に接続されない場合、下水道使用料収入の伸び悩みにより、一般会計に依存した下水道事業経営を行わざるを得ない状況となる。そのため、合併処理浄化槽設置済の家屋への早期接続に向けた取り組みが必要である。一方、合併処理浄化槽設置済の家屋は、その設置費用を既に負担しており、汚水処理という環境改善に積極的に貢献していることから、下水道接続に対する配慮が必要である。

瑞穂市公共下水道では、次のとおり減免の制度を設けることとする。

・受益者負担金の減免対象

公共の用に供している土地は、標準受益者負担金条例や近隣市町の事例を参考に減免対象とする。

国有地、国の所有する施設の用地の減免割合は昭和40年の建設省都市局長通知による。

他、下水道事業経営の安定化の観点から、合併処理浄化槽を設置して家屋が供用開始から3年未満に下水道に接続する場合は、受益者負担金を減免することとし、その減免割合は100%とする。



【国有地等に対する下水道事業の受益者負担金の取扱いについて】

(昭和 40 年 3 月 17 日付建設省都市局長通知)

都市計画事業として執行されている下水道事業に係る受益者負担金(以下「負担金」という。)の国有地及び国が使用している土地(以下「国有地等」という。)に対する賦課については、従来国の予算措置がとられないまままで今日まで至ってきたのであるが、今回建設省及び大蔵省において協議の結果、下記のように予算措置をとることに意見が一致したので今後下記によって取り扱われたい。なお、今後においては、毎年 4 月 15 日頃までに、翌年度の予算編成の資料として左記によって翌年度に国有地等に賦課することとなる予定の負担金額を、会計別、官署別にまとめて提出されたい。

記

一 国有地等に対する負担金の取扱いは次のとおりとする。

(1) 国有地等に対する負担金としては、一般の土地の負担金の額に国有地等の利用種別毎に次の率を乗じた額を予算措置することとする。

- イ 国立学校用地 25%
- ロ 国立社会福祉施設用地 25%
- ハ 警察法務収容施設用地 25%
- ニ 一般庁舎用地 50%
- ホ 国立病院用地 75%
- ヘ 企業用財産となっている土地 75%
- ト 有料の国家公務員宿舎用地 75%
- チ 普通財産である土地 100%

(注 1)「国立社会福祉施設」とは、国立身体障害者更生指導所、国立光明寮、国立ろうあ者更生

指導所、国立教護院、国立精神薄弱児施設等をいう。

(注 2)「警察法務収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導所等をいう。

(注 3)「企業用財産」とは、造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野特別会計、アルコール

専売特別会計及び郵便事業特別会計に属する行政財産をいう。

(2) 国有地等のうち次のものについては、予算措置を行なわない。

- イ 公共施設用地
- ロ 文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地
- ハ 日米安全保障条約に基づく行政協定によって駐留軍に提供している土地

(3) 国が地方公共団体、国家公務員共済組合、その他の者に貸し付け、又は使用させている国有地については、貸し付けを受けている者又は使用している者に負担させるものとする。

(4) 売渡・未済の国有農地で売渡しが決まっているものについては、譲り受ける者から負担金を徴収することができる措置を検討する。

(5) 以上の基準について疑義を生じた場合には、建設、大蔵両省において協議して適正な取扱いをする。

出典：受益者負担金（分担金）徴収事務の手引き（令和 3 年 4 月、日本下水道協会）

例) 標準受益者負担金条例

第 10 条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- 一 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- 二 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- 三 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- 四 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- 五 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
- 六 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

3.6 徴収猶予

受益者負担金の徴収猶予は、以下に示すような受益者や土地等の状況により、一時的に受益者負担金の徴収を猶予するものである。

- ① 田畑山林、駐車場等に利用
- ② 経済的問題、健康問題、災害等により支払い困難
- ③ 係争中の土地により受益者が未確定

西処理区では、受益者や土地等の状況による徴収猶予は行われていない。市街化区域内の污水整備にあたり、農地の指定を受けている用地については、農地転用を行うまでは開発行為を行うことができないことから、配慮が必要である。

また、瑞穂市内は、合併処理浄化槽の普及が進んでおり、その普及率は令和 2 年度末時点で 48.4%となっている。合併処理浄化槽設置済の家屋は、その設置費用を既に負担しており、污水处理という環境改善に積極的に貢献していることから、下水道接続に対する配慮が必要である。

瑞穂市公共下水道では、以下のとおり徴収猶予の制度を設けることとする。

・受益者負担金の徴収猶予

標準受益者負担金条例や近隣市町の事例を参考に、農地等を減免対象とする。また、合併処理浄化槽を設置している家屋の場合、下水道に接続するまでは徴収猶予とする。

例) 標準受益者負担金条例

第9条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

一受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

二受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

3.7 別府処理区の取り扱い

コミュニティ・プラント（別府処理区）は、供用開始から数年後に公共下水道（瑞穂処理区）に接続する予定としている。公共下水道（瑞穂処理区）の受益者負担金制度の創設にあたり、別府処理区の取り扱いは、表 3-1 に示す 2 つの（案）のいずれかに設定することとしている。

表 3-1 別府処理区の取り扱い

(案)	取り扱い
案 1	・ 現在の分担金条例を存続する。 ・ 分担金の未納者が公共下水道に接続する際には、分担金条例に基づき 15 万円を負担いただく。
案 2	・ 現在の分担金条例を廃止し、公共下水道の受益者負担金を一律賦課する。 ・ 分担金を納付済の区画は、減免とする。